

議案第二十三号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正  
について

次のとおり企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決  
を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 元 年 参 月 廿 拾 日 原 案 可 決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を

改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「満十八歳未満の」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に、「満六十歳以上」を「六十歳以上」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。